

江東ひがし

- ◎平成26年度
税制改正大綱…………… 2
- ◎新連載
支部長さん
ご推薦の店①…………… 5

浮世絵

東洲齋写楽

市川男女蔵の関取雷鶴之助と
大谷鬼次の浮世士平



山田 晃氏所蔵

この図は、寛政六年七月河原崎座上演の「二本松陸奥生長」という伊達騒動を扱った狂言の登場役者で、ここでも写楽の機構美が発揮されているのを見る。それは四本の刀の枠の中に二人の役者の姿態がカッキリと構図されている巧妙さである。そこに画面としての美しさと、舞台上の美しさが印象深くわれわれに迫ってくる。立ち身の鬼

次の後ろ向き、しかも尻をくるりと此方へ向けた大胆な描写には、この浮世士平という悪役の役柄の演技上の最高の描写が行われているのを見る。これに対して男女蔵の力士の姿態は、まことに整った歌舞伎の見得の美しさが描かれていて少しの奇もない。

(解説) 吉田映二氏 抜粋

平成26年度 税制改正大綱

中小企業投資促進税制や 交際費課税の拡充など 法人会の改正要望が実現！

政府は、平成25年12月24日に平成26年度税制改正大綱について、閣議決定しました。デフレ脱却・経済再生に向け、中小企業投資促進税制や交際費課税の拡充に加え、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための税制措置などが盛り込まれました。また、復興特別法人税が1年間前倒しで廃止されることとうたわれています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■中小企業投資促進税制の拡充
生産性向上につながる設備を取得した場合に、即時償却または税額控除が認められます。

■生産性向上設備投資促進税制の創設
生産性向上設備等を取得して事業の用に供した場合

は、特別償却又は税額控除が認められます。平成28年3月末までに取得したものであれば即時償却が認められます。

■交際費課税制度の拡充
大法人は、交際費の額のうち飲食費用の50%について損金として認められることとなります。なお、中小法人については、従来通り80万円までを全額損金算入

する方法と、飲食費用の50%を損金算入する方法との選択適用が可能となります。平成26年4月1日以後開始する事業年度から適用になります。

■復興特別法人税の1年前倒し廃止
復興特別法人税が1年前倒しで終了することになります。

■所得拡大税制の延長及び要件の緩和

平成25年度の税制改正で創設された所得拡大税制の適用年度が2年延長され、従来5%以上とされていた給与支給増加割合が、平成27年3月末までに開始する事業年度(平成25年度・平成26年度)については2%以上まで引き下げられ、非常に使いやすくなります(27年度は3%以上)。現在進行中の年度から、改正の影響を受けるので注意が必要です。

■民間企業によるベンチャー投資促進税制の創設

特定新事業開拓投資事業計画について認定を受けたファンドへ投資を行った場合に、その投資額の80%までを準備金として積み立てることとで、損金算入が認められます。平成26年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

■国家戦略特別区域における税制優遇措置の創設

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度が創設されます。

所得税関係

給与所得控除の見直し

平成25年分から給与収入が1500万円を超えた場合は、給与所得控除の金額は245万円が上限となりました。それが、平成28年分は給与収入1200万円を超える場合、給与所得控除は230万円に、平成29年以後は給与収入1000万円を超える場合、給与所得控除は220万円に上限が引き下げられます。

NISAの利便性向上

1年単位でNISA口座を開設する金融機関の変更が認められるとともに、NISA口座を廃止した場合、翌年以降にNISA口座の再開設が認められます。

ゴルフ会員権・リゾート会員権等の譲渡損失の損益通算廃止

平成26年4月以降は、ゴルフ会員権・リゾート会員権等を売却した場合の損失を他の所得と通算することが認められなくなります。

相続税関係

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設

認定医療法人の出資持分を相続又は遺贈により取得した場合、一定の場合に相続税額のうちその認定医療法人の持分に対応する相続税額について、納税猶予が認められます。また、計画通りに持分のない医療法人に移行した際には、その猶予額が免除されます。

認定医療法人について、他の相続人の持分放棄により課税される経済的利益に対する贈与税について、納税猶予を認め、計画通りに持分のない医療法人へ移行が完了すれば、その猶予額が免除されます。なお、認定を受けられる期間は、認定制度の施行の日から3年以内とされています。

消費税関係

簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

簡易課税制度におけるのみなし仕入率が、従来の5種類

から6種類に変更になります。のみなし仕入率は、第1種は90%、第2種は80%、第3種は70%、第4種は60%、第5種が50%と従来通りで、新しくできた第6種は40%となります。この改正は、平成27年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。

なお、不動産業は、従来は第5種に分類されていましたが、改正後は第6種事業に分類されることとなります。また、金融保険業は、従来は第4種に分類されていましたが、改正後は第5種に分類されることとなります。

その他

車体課税の見直し

自動車重量税
平成26年4月からエコカー減税が拡充され、経年車に対する課税が強化されます。

自動車取得税

平成26年4月から自動車取得税の税率が引き下げられます。

自動車税

環境負荷の大小による自動車税の特例措置(いわゆる

自動車税のグリーン化)が拡充のうえ2年延長されます。軽自動車税

平成27年4月以後に新規取得される新車について、軽自動車税が引上げられます。平成28年4月から経年車重課制度が導入されます。

国際課税原則の見直し

非居住者・外国法人に対する課税原則が、総合主義から帰属主義へ変更になります。

地方法人課税の見直し

法人住民税法人税割の税率が引き下げられ、新たに「地方法人税(仮称)(国税)」が創設されます。地方法人特別税(国税)については、規模が縮小され法人事業税に還元されます。「地方法人税」はその全額が地方交付税の原資に繰り入れられ、地域間の税収偏在の是正に充てられます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人
税理士 飯田 聡郎
TEL 03-53363-5958
FAX 03-53363-5449
HP <http://www.tida-office.jp/>

東京法人会連合会

パソコンを使用してe-Tax研修! 税務研究部会 2月研修会

平成26年2月5日法人会館にて、12名が参加し税務研究部会の研修会がおこなわれた。

今回は1人1台パソコンを使い、江東東税務署個人課税第一部門上席国税調査官の佐藤裕幸氏を講師に迎え、**実際に操作をしながらe-Taxを体験した。**

国税庁のホームページに設けられている確定申告特集の作成コーナーより直接入力して、所得税および復興特別所得税等の申告をすることができると、

実際に体験してみると、



パソコンで実際に操作!

入力事項が順序だてて進むようになつており、基本的に手順に従うだけでできる。

また一度、住所等の基本情報を入力しておけば、来以降は、過去データとして再入力することなく、すぐに申告書に取り掛かることができるので便利である。

給与計算などの基礎を学習!

源泉部会 3月研修会

源泉部会の研修会が「源泉所得税の基礎知識」をテーマに平成26年3月20日、法人会館にて、17名が参加し江東東税務署法人課税第一部門上席国税調査官松尾由紀子氏を講師に迎え、講演いただいた。

今回は、源泉部会としての3月研修会を、毎年基礎を学ぶ研修として開催していくこととなつて、最初の開催である。

研修は、源泉所得税の実務

e-Taxで申告をすると、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称や支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができる(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがある)。また、e-Taxで申告された還付申告は3週間程度で処理しているのので還付が早いなど



メリットが多いのも特徴だ。実際に申告する際には、「電子証明書付の住民基本台帳カード」とそれを読み取る「ICカードリーダーライター」が必要だが、それを用意しておけば毎年自宅にいながら、大雪などの天候に左右されずに申告ができるので、ぜひ利用をお勧めしたい。

として大いに活用してもらいたい。



テキストを使用して研修



最近あらためて健康の大切さを実感させられた。今までは、多少

の体調不良では病院にも行かず、アレルギーも無く過ごして来たが、生まれて初めて、「尋麻疹」とやらになってしまった。見る見るうちに全身が爛れ、ものすごい痒みを伴う。さすがに怖くなり病院へ、原因は食べ物? ストレス? 明確な因果関係は解らず。結局、歯の治療で投与していた抗生物質の量が間違え、腸内細菌の減少が原因と判明。腸の事を調べると健康と密接に関係する事が解った。①胃腸と脳が自律神経で密接につながっている。②腸が免疫をコントロールしている。③腸内細菌(善玉菌)を維持(発酵食品の摂取)等々腸が健康維持に大切な事を学んだ。これから何十年と付き合い合う体である。過信せず、時には体調不良と言う「神のお告げ」を謙虚に受け止め生き抜いていこうと思う。(輪)

新連載

支部長さんご推薦の店①

割烹・とんかつ いなば

三原大島第4支部長ご推薦

法人会活動は、言うまでもなく支部長さんをはじめ支部役員さんのお力によるところが非常に大きいものがあります。

とりわけ、支部長さんのお仕事はご本業のかたわら、本部の理事会の出席から、支部役員会の開催をはじめ支部全般の運営、はたまた会員増強活動では率先して未加入法人への訪問、さらには広報紙の会員さんへの手くばり等々、八面六臂の活躍をされています。

本企画は、そんな忙しい支部長さんが、常日頃から癒しの場、近隣の方々との交流の場として利用されているお店をご紹介していただき、取材を通じてそのお店の魅力等を今回より連載で掲載してまいります。

と変わらない価格で提供している。

とんかつソースは店主が厳選したメーカーから納得したものを仕入れてある。そのためお客様から「とんかつとマッチして美味しい」と評判だ。



味自慢のとんかつ定食

都営新宿線大島駅から新大橋通りを西大島駅方面に約3百メートル歩くと、大島中央銀座商店街入口がある。そこを越えて二軒目、1階が弁当屋の2階と3階に今回紹介する「割烹・とんかつ いなば」がある。2階が三つのテーブルとカウンターで最大24席。3階は三つの和室があり最大で24名利用でき、営業時間は昼が午前11時30分〜午後2時。夜は午後5時30分〜午後9時まで。毎週木曜日が定休日。

昼は2階だけの営業となり近隣のサラリーマン等で賑わう。ランチメニューは日替定食、かつ定食、カツカレーの3種類。料金も消費税増税前



店舗入口

夜は3階も使用しての会席料理メニューでお刺身、旬の野菜料理や焼き魚等で好評だ。さらに冬期はアンコウ鍋も食べられる。お酒もその時々にて厳選した日本酒・焼酎などを用意。よく支部長会でも利用し、他の団体やグループでも利用されている。料金も相談に応じてくれるので、ぜひ予約して訪れてほしい。創業は昭和51年5月からでご主人は稲葉政行さん。もと



清潔感漂う店内（2階）

もとは和食の料理人さんだ。稲葉さんは「この町で永く商売を続けられるのもお客様あればこそ。これからも誠意をもって接客につとめたい。」と感謝の念を忘れない。

稲葉さんが私ども

取材者に是非、観てほしいといわれたのが、創業時に鳶の組頭から贈られた江東区内の纏のマークが彫られた一枚の板。稲葉さんは「商売を始める励みになっ



一枚板に纏のマーク

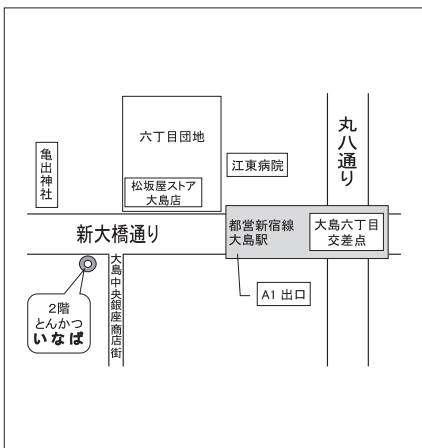
た」と当時を振り返る。

今回ご推薦の大島第4支部の三原支部長は「あのお店はご夫婦二人でやっている。ご夫婦の人の柄が煮かれています。ご主人の料理作りが丁寧でも美味いから、私も含めて常連客が多い」と推薦の弁を語ってくれた。



三原支部長

住所：江東区大島4-8-13
電話：3683-0178
交通：都営新宿線大島駅徒歩3分



新連載

支部長さんご推薦の店①

割烹・とんかつ いなば

三原大島第4支部長ご推薦

法人会活動は、言うまでもなく支部長さんをはじめ支部役員さんのお力によるところが非常に大きいものがあります。

とりわけ、支部長さんのお仕事はご本業のかたわら、本部の理事会の出席から、支部役員会の開催をはじめ支部全般の運営、はたまた会員増強活動では率先して未加入法人への訪問、さらには広報紙の会員さんへの手くばり等々、八面六臂の活躍をされています。

本企画は、そんな忙しい支部長さんが、常日頃から癒しの場、近隣の方々との交流の場として利用されているお店をご紹介していただき、取材を通じてそのお店の魅力等を今回より連載で掲載してまいります。

と変わらない価格で提供している。

とんかつソースは店主が厳選したメーカーから納得したものを仕入れてある。そのためお客様から「とんかつとマッチして美味しい」と評判だ。



味自慢のとんかつ定食

都営新宿線大島駅から新大橋通りを西大島駅方面に約3百メートル歩くと、大島中央銀座商店街入口がある。そこを越えて二軒目、1階が弁当屋の2階と3階に今回紹介する「割烹・とんかつ いなば」がある。2階が三つのテーブルとカウンターで最大24席。3階は三つの和室があり最大で24名利用でき、営業時間は昼が午前11時30分〜午後2時。夜は午後5時30分〜午後9時まで。毎週木曜日が定休日。

昼は2階だけの営業となり近隣のサラリーマン等で賑わう。ランチメニューは日替定食、かつ定食、カツカレーの3種類。料金も消費税増税前



店舗入口

も利用されている。料金も相談に応じてくれるので、ぜひ予約して訪れてほしい。創業は昭和51年5月からでご主人は稲葉政行さん。もと

もとは和食の料理人さんだ。稲葉さんは「この町で永く商売を続けられるのもお客様あればこそ。これからも誠意をもって接客につとめたい。」と感謝の念を忘れない。



清潔感漂う店内（2階）

稲葉さんが私ども

取材者に是非、観てほしいといわれたのが、創業時に鳶の組頭から贈られた江東区内の纏のマークが彫られた一枚の板。稲葉さんは「商売を始める励みになっ



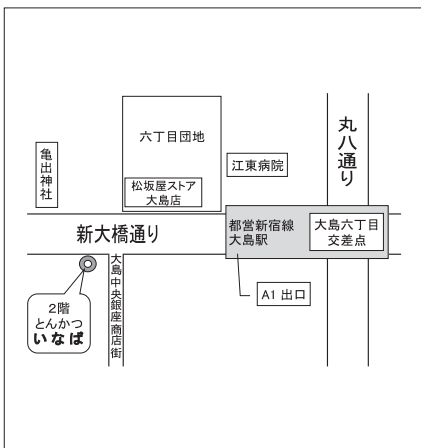
一枚板に纏のマーク

た」と当時を振り返る。今回ご推薦の大島第4支部の三原支部長は「あのお店はご夫婦二人でやっている。ご夫婦の人の柄が煮かれています。ご主人の料理作りが丁寧でも美味しいから、私も含めて常連客が多い」と推薦の弁を語ってくれた。



三原支部長

住所：江東区大島4-8-13
電話：3683-0178
交通：都営新宿線大島駅徒歩3分



平成26年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成26年度税務職員採用試験」を行います。
興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

◇ 受 験 資 格

- ① 平成26年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成27年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ② 人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

◇ 申込書交付期間

※ できるだけ、インターネットで申込みをしてください。

- ① インターネットによる申込書のダウンロード

平成26年5月12日(月)～7月2日(水)

【インターネット申込専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>からダウンロードすることができる。】

- ② 郵送・持参申込用

平成26年5月12日(月)～6月26日(木) (土・日曜日は除く。)

◇ 申込書受付期間

- ① インターネット

平成26年6月23日(月)～7月2日(水)

【インターネット申込先 <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】

- ② 郵送又は持参

平成26年6月23日(月)～6月26日(木)

◇ 試 験 日

- ① 第1次試験 平成26年9月7日(日)

- ② 第2次試験 平成26年10月16日(木)～10月24日(金)のうち、指定する日

※ 詳細については、お気軽に江東東税務署・総務課(TEL 03-3685-6311 内線2011)までお尋ねください。

連載

わがまち 東 城 その11

自性院・市村竹乃丞の墓

●自性院 (亀戸6-35)

旧千葉街道に沿った堅川昭和橋近くに天台宗自性院がある。当院の創立年月日は不詳だが、開山の隋門が自性院と称し成就寺(墨田区)の末寺として創立し、慶長2年(1597)歿しているから、それ以前の創立となる。また正徳3年(1714)8月に現在地に移った。

●市村竹之丞の墓

自性院の中興開山、安住誠阿は俳優出身で名僧になったという特異の経歴を持った方だった。この人は劇界の名家、江戸三座(市村、中村、森田)の三座、他に山村座があったが絵島生島事件で廃座になる(営業権所有者)をつとめ、四代目市村竹之丞とよぶ役者

であった。

公認の市村、中村、森田の三座の座元は、営業権所有者で同時に俳優をかねて出演するのがならわしであった。

市村座元三代目市村宇左エ門(三代から七代までは宇左エ門、八代から羽左エ門とよんだ)の甥で、三代目の養子となり10才で市村座の座元を相続し市村家の四代目となる。

竹之丞は、美男子で演技にすぐれた人気役者だった。若いころから仏教信仰があつく独身をとおし、23才のとき甥を養子にして五代目市村座元をつがせた。

自身は延宝7年(1679)をもつて舞台生活を引退、自性院に入り、天台座主輪王寺宮法親王の剃刀をうけて得度し、名を誠阿と改め京都比叡山へ勉強に赴いた。

そして勉強研鑽の功をつみ、選ばれて比叡山安住院の住職に任じられた。

そのうち、自性院の師が老年のため江戸に帰り、老師の歿後に自性院の住職となつて衰えた寺を再興したのである。



四代目市村竹之丞の寿塔

そのため自性院を別名竹之丞寺ともよばれたのであった。

誠阿は輪王寺宮に信任せられてたびたび上野寛永寺本坊に召され、新宮の教育師範の役を命ぜられたくらい学殖はふかいものがあつた。

かれは僧俗からもあつく帰依をうけ、「大阿闍梨法印権大僧都安住誠阿大和尚」とよばれたが、享保3年(1718)10月、65才で死去し自性院にその墓が現存している。

市村家では初代から14代までの合葬の墓は江戸川区西瑞江(瑞江葬儀所前)の大雲寺にあるが、誠阿が自性院の住職であつた関係から、おなじ市村家初代から12代までの墓が自性院に残されている。

(昭和60年当時の原文で掲載)

遺言をテーマに研修

経営研修会

公益目的事業の一環として毎年2月に開催している経営研修会が、2月19日(水)に法人会館において開催され、テーマを最近関心が高まっている「遺言」として弁護士の羽野島裕二氏を講師に迎え25名が参加した。遺言書には3種類あり、それぞれに長所・短所がある(「秘密証書遺言」は余りつかわれないので掲載省略)。まず自筆証書遺言は全て本人で記入するが、作成日の記載と署名・押印が必要。本人が保管するので、滅失、改ざんに注意。信頼のおける親族等に遺言を封印してその存在を知らしめておくことが望ましい。長所は、作成費がかからずに遺言書の存在・内容を秘密にできる。いつでもすぐに書き換え、変更が可能(最後に書いたものが有効)。逆に短所は遺言書の隠匿、偽造、紛失のリスク。無効となつてしま

まうリスク。遺言者の死後、発見されないリスク。遺言が本人作成か否か。執行時に家庭裁判所の検認の手続きが必要で面倒。次に公正証書遺言は、公証役場で公証人に作ってもらう最も確実な遺言である。立ち会う証人2人必要で実印、印鑑証明書等が必要。長所は、公証人が作成するのでまず無効にならない。遺言書の原本が公証役場に20年間保管されるので、滅失、隠匿、偽造、変造はない。家庭裁判所の検認手続きの必要もなく執行が容易。短所は、手間と費用がかかる(遺産総額1億円なら5万円程度)。2人以上の証人が必要で、証人には遺言の内容が知られてしまう。

そのほか、羽野島講師はトラブルを未然に防ぐために、遺言書の作成が望ましい場合について詳しく解説された。

まちの美化に是非、ご協力を！ 第33回「まちをきれいに」の実施ご案内

実施日時 5月17日(土)

午前9時30分～同11時30分

※雨天の場合は翌18日(日)に順延

時間は同じ

清掃場所 亀戸地区

集合場所 明治通り、蔵前橋通り、京葉道路一帯
JR亀戸駅北口改札の正面出口を出

た広場

服装 汚れても差し支えない服装でご参加

下さい。(ジャンパー、手袋等貸与)

お問合せ 江東東法人会事務局まで

電話 03-3684-2303

都税だより

江東都税事務所からお知らせ
都税の納付には、安心・便利
な口座振替をご利用ください

口座振替は、預貯金口座か
ら納期の末日(納期限)に自
動的に納税できる制度です。

開始月の前月の10日(土・
日・休日にあたるときはその
翌日)までにお申込みくださ
い。

〈口座振替が利用できる都税〉

○個人事業税

○固定資産税・都市計画税

(土地・家屋、償却資産)

※ 23区内に所在する資産が
対象です。ただし、随時課税
分を除きます。

詳細は、ホームページまたは
左記の問合せ先へ

徴収部納税推進課口座振替係

03(5912)7520

江東都税事務所 徴収管理係

03(3637)7151

行事予定

5月

8日(木)	新設法人説明会	午後 2 時	江東東税務署
14日(水)	無料記帳相談・税務相談	午前 10 時	法人会館
16日(金)	源泉部会 第40回 総会・記念式典	午後 2 時30分	アンフェリシオン
17日(土)	第33回 社会貢献活動「まちをきれいに」	午前 9 時30分	亀戸地区
23日(金)	亀戸第9支部研修会	午前10時30分	亀戸東地区集会所
27日(火)	北砂支部合同研修会	午後 6 時	城東ふれあいセンター

6月

11日(水)	第3回 通常総会	午後 4 時	アンフェリシオン
12日(木)	南砂第2・第3・新砂支部合同研修会	午前10時30分	南砂西四集会所
13日(金)	決算法人説明会	午後 2 時	江東東税務署
17日(火)	無料記帳相談・税務相談	午前 10 時	法人会館
18日(水)	源泉部会 研修会 内容 「源泉所得税の基礎 (仮題)」 講師 江東東税務署担当官	午後 3 時	法人会館

7月

3日(木)	決算法人説明会	午後 2 時	江東東税務署
15日(火)	無料記帳相談・税務相談	午前 10 時	法人会館
30日(水)	理事会・部会合同役員会	午後 4 時	亀戸天神社

◎内容・講師が未定となっている各部会の研修会等は、決まり次第ホームページに掲載しますので、ホームページをご覧ください。

◎各種研修会・説明会には会員以外の方の参加も可能です。お問い合わせは次まで。 ☎03-3684-2303

管内法人数 4,542社 法人会員数 1,914社 加入率 42.14% (平成26年3月31日現在)

バックナンバーはホームページをご覧ください。 <http://www.koto-higashi-h.or.jp/>